平成三年十二月十二日には大規模なガン・カモ類の渡来地としてラムサール条約湿地に登録された。さらに、平成十八年からは、東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク（ガンカモ類）にも参加している。

このように、当該地域は渡り鳥の越冬地、中継地として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

㈡　特別保護地区の管理方針

イ　鳥類のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ロ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ハ　ウトナイ湖周辺でアライグマ等の外来生物が確認されていることから、外来生物の生息状況の把握とともに、駆除を進めていく。

三　存続期間

平成二十三年十月一日から平成四十三年九月三十日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、北海道のほぼ中央部に位置しており、大雪山国立公園の北部から南西部にかけて、最高峰の旭岳を中心とする大雪山、十勝岳を中心とする十勝岳連峰、東大雪のトムラウシ地区などを包含する大規模な区域である。

山麓部では広大な森林帯が分布し標高が高くなるに従い針広混交林帯、針葉樹林帯、ダケカンバ帯、ハイマツ帯へと推移し、山頂部付近では草本類を主体とした高山植物群落が形成されている。高原の湿地帯にはワタスゲ、ホロムイスゲ、ミツガシワ、モウセンゴケなどの湿性植物や矮小化したアカエゾマツ等が生育する高層湿原が広がっている。

このような自然環境を反映して、当該区域は野生鳥獣の良好な生息地になっており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種かつ文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に基づく天然記念物であり環境省レッドリストに掲載されている絶滅危惧ＩＢ類のオジロワシ、国内希少野生動植物種であり絶滅危惧ＩＢ類のクマタカ等の猛禽類の生息が確認されている。また、天然記念物であり絶滅危惧Ⅱ類のクマゲラ、絶滅危惧ＩＢ類のキンメフクロウ等の希少種を含む多数の鳥類が生息している。哺乳類では、準絶滅危惧のエゾクロテン、準絶滅危惧のエゾオコジョを含む、エゾシマリス、エゾリス、エゾモモンガ、エゾナキウサギ等の中小哺乳類が多数生息しているほか、大型哺乳類のエゾヒグマやエゾジカを始め二十九種の生息が確認されており、多種多様な鳥獣の生息地となっている。

このように、当該区域はクマタカ等の猛禽類やエゾヒグマ等行動域が広域に及ぶ大型鳥獣を含む多様な鳥獣の生息地として重要な区域であることから、当該区域を大規模生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

㈡　鳥獣保護区の管理方針

イ　大規模生息地の保護区として、クマタカ、エゾヒグマ等行動域が広域に及ぶ大型鳥獣を始めとし、地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図るため、適切な管理に努める。

ロ　違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、環境省職員及び鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。

ハ　鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と協力して利用者及び地域住民へ普及啓発に取り組む。

ニ　鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ホ　当該区域は、大雪山国立公園の指定区域と重なる部分が多いことから、国立公園の管理との協力連携を図る。

ヘ　エゾジカによる生態系への影響について、関係機関との連絡調整を図り、情報収集及び現状把握に努める。

三　存続期間

平成二十三年十月一日から平成四十三年九月三十日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、北海道根室半島南方約三キロメートルの海上に位置するユルリ島及びモユルリ島並びに両島の平均海面時の海岸線から沖合一キロメートル以内にある岩礁からなる多くの海鳥に利用されている地域である。

ユルリ島は、面積百六十八ヘクタール、周囲七・五キロメートルのテーブル状の島で、標高四十三メートルである。島の中央部東側には、約五十ヘクタールほどの泥炭湿地があり、ミズゴケ及びワタスゲが優占する中・高層湿原となっている。湿原を除いた台地平坦部は、ミヤコザサ及びツリガネニンジンが優占する。また、沢部では、イワノガリヤス及びヨシが優占しており、緩やかな地形となっている場所以外は高さ二十から四十メートルまでの海食崖となっている。

モユルリ島は、ユルリ島の北東約一キロメートルの海上に位置し、面積三十一ヘクタール、周囲三キロメートルのテーブル状をした島である。ユルリ島と比較して植生は単調であり、台地平坦部は大部分がミヤコザサの優占する草原となっていて、南東部の一部はオオハナウド主体の高茎草本群落となっている。また、全体が高さ約三十メートルの海食崖となっており、海食崖上部は、ハマニンニクが優占し、ミヤコザサ群落との間にオオハナウド群落が見られる。

また、両島周辺の岩礁は海面から切り立つ海食崖地形で土壌が少なく裸地部分が多いが、カモ岩等規模の大きいものでは海岸断崖植生が部分的に見られる。

このような自然環境を反映して、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ＩＡ類のエトピリカ、チシマウガラス等北方系海

○環境省告示第六十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

大雪山鳥獣保護区

二　区域

北海道富良野市、上川郡上川町、東川町、美瑛町及び新得町、空知郡上富良野町及び南富良野町並びに河東郡上士幌町の各一部（区域図省略）

○環境省告示第七十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

ユルリ・モユルリ鳥獣保護区

二　区域

北海道根室市昆布盛所在のユルリ島及びモユルリ島並びに両島の平均海面時の海岸線から沖合一キロメートル以内にある岩礁（区域図省略）